

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要支援者支援体制

(1) 開設の周知

市は、防災情報に基づき、早期に避難所の開設を行う。

開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 避難所運営本部の設置

自主防災会は、民生委員・児童委員や地域支援者等の協力により各避難所に避難所運営本部を設置し、避難所において必要となる要支援者支援に関する相談や要支援者のニーズ等に対し、要支援者支援チームと連携して支援を実施するものとする。

(3) 優先的支援の実施

避難所運営本部は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要支援者について優先的に対応するものとする。

(4) 福祉避難所への移送

通常の避難所では避難生活が困難と判断された要支援者を、避難支援関係者が支援し、福祉避難所へ移送する。

2 福祉避難所

(1) 福祉避難所の指定

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適している施設を福祉避難所とする。

また、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

福祉避難所一覧は別紙参考資料1のとおりである。

(2) 福祉避難所の確保

市は、要支援者名簿や個別計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(3) 設置・運営等

市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

また、災害時は、別に定める福祉避難所運営マニュアルにより、福祉避難所の設置・運営を行う。